

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 他265名

被告 国 他1名

準備書面（21）

〔被害論準備書面（8）子どもたちへの被害補論〕

2015（平成27）年3月12日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合 弘 之 外

1 原告らは、準備書面（19）（被害論準備書面（7））で子どもたちへの被害について主張した。

そこでも主張したものであるが、原告加藤は、本件事故直後、娘を連れて長時間屋外で過ごしてしまい、被ばくさせた可能性があることについて深く後悔しているばかりか、その後も娘に自然と接し健やかに発達する機会を提供することが困難となってしまったことを悔しく感じしており、詳細は別紙のとおりである。

2 子どもの発達権の侵害は、障害を持つ子どもにとってはより過酷な形で表れる。本件事故前に広野町で暮らしていたある避難者は、次のとおり述べる。

「あの時中学一年だった孫が高校二年になりました。孫は、ダウン症という障害をもって生まれました。いつも笑顔で誰からも好かれる子供でしたが原発事故で母校を追われ、自分の意思に関係なくあっちこっち連れ回されプライバシーもなにもない避難所生活に、にこやかに暮らせるはずがありません。

学校も特別支援学級のあるところを探さなければなりませんでした、避難所が町の指定場所でなかったからか町からの連絡が遅れ、どこも定員がいっぱいだと断られました。やっと見つけた学校は、学区外で、保護者が送迎するという条件で入れてもらいました。

広野からは孫一人だったため、右も左も知らない人ばかりで、日に日にしゃべらない子供になって、笑顔も消えてしまいました。学校も休みがちになり、なだめながら何度も教室へ送って行きました。そんなある日、私が出かけて留守の時、台所の包丁で手首を傷つけ、布団の中へもぐっていました。ショックで、目の前が真っ暗になりました。

今も心が不安定で、心療内科に通院中です。」

このように、障害の有無という点を含め、個性豊かな子どもは、それぞれ多様な形で発達権を侵害される。子どもが受ける個々の被害や親の苦しみは、救済されることなく放置されてしまう。

東海第二原発が再稼働し過酷事故が発生した場合に、原告らもこのような被害を被ることは明らかである。

以 上